

防大学第657号
平成12年6月15日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

学生ネットワーク委員会の設置について（通達）

改正 平成19年1月9日防大総第7号 平成19年3月30日防大総第437号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設 置

防衛大学校学生隊に、学生ネットワーク委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 目 的

学生隊内でのネットワークに関する知識の啓蒙及び校内ネットワークの円滑な運用を目的とし、学生舎ネットワークに関連する各種問題に対応する態勢を整える。併せて学生補導の資とする。

3 構成等

委員会構成、服务人员、服務学年、服務期間及び指名者は、次表のとおりとする。

隊名	名称	服務人員	服務学年	服務期間	指名者	
学生隊	学生隊ネットワーク委員長	1	4 学年	1 年	訓練部長	
	学生隊ネットワーク委員長補佐	若干名	4 学年			
	学生隊ネットワーク委員長付	若干名	3 学年			
大隊	大隊ネットワーク委員長	1	4 学年		1 年	総括首席 指導教官
	大隊ネットワーク委員長補佐	若干名	4 学年			
	大隊ネットワーク委員長付	若干名	3 学年			

4 委員会の任務

(1) 違法行為に関する学生隊内での教育の実施

(2) ネットワーク使用上のエチケットに関する学生隊内での教育の実施

(3) 電子計算機室からの依頼の実行

ア ネットワーク使用に関し、学生に必要と認められる技術指導

イ 学生舎における公共器材の接続に関する支援、及び学生隊共同利用器材の運用管理

(4) ネットワークの有効な活用に関する施策提言

5 学生隊ネットワーク委員長の任務

総括首席指導教官の指導監督のもとに、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 委員会が行う事項の統括

(2) 委員会と長期勤務学生、週番学生及び綱領委員会との調整

(3) その他総括首席指導教官の指示する事項

6 大隊ネットワーク委員長の任務

首席指導教官の指導監督のもとに、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 委員会が行う事項で、所属大隊に関する事項の統括

(2) その他首席指導教官及び学生隊ネットワーク委員長が指示する事項

7 学生隊及び大隊ネットワーク委員長補佐の任務

学生隊及び大隊ネットワーク委員長をそれぞれ補佐し、必要に応じて、学生隊及び大隊ネットワーク委員長の任務を代行する。

8 学生隊及び大隊ネットワーク委員長付の任務

それぞれの委員会の庶務に関する事項

9 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、訓練部長が定める。